解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十三日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月十五日

和歌山県東牟婁郡串本町古田二〇一番地の五

財団法人古田保郷会

代表清算人　中谷　武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十四日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月十五日

和歌山県東牟婁郡古座川町成川六九〇番地

財団法人成川共栄会

代表清算人　野浦　熊市

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十七日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月十五日

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川三九一番地

財団法人三尾川愛郷会

代表清算人　大屋　寶作

解散公告（第三回）

当土地改良区連合は、平成二十一年三月五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月十五日

鳥取県東伯郡北栄町土下一一二

清算法人北栄町土地改良区連合

清算人　野田　久良

第二十二期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産　二、九七三、九三七

固定資産　四七七、九五六

有形固定資産　二〇七、六九二

無形固定資産　一三五、四〇三

投資その他の資産　一三四、八六〇

合計　三、四五一、八九三

負債及び純資産の部

流動負債　二、二二八、八八〇

賞与引当金　一一三、五二九

その他　二、一一五、三五〇

固定負債　四〇八、九八四

退職給付引当金　二〇四、二八〇

その他　二〇四、七〇四

株主資本　八一四、〇二八

資本金　一一〇、〇〇〇

利益剰余金　七〇四、〇二八

利益準備金　九、五〇〇

その他利益剰余金　六九四、五二八

（うち当期純利益）　（一六二、三三八）

合計　三、四五一、八九三

平成二十一年九月十五日

東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

アサヒビジネスソリューションズ株式会社

代表取締役　夏目　浩昭

配当公告

富山市下大久保三五七六番地

破産者　有限会社村山農機商会

右の者に対する富山地方裁判所平成二十年（フ）第三〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三五、一一七、三一四円

（内優先債権額　金八六、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一三、七七一、五九四円

（内優先債権額　金八六、〇〇〇円）

平成二十一年九月十五日

富山市堀端町二番二号

破産管財人　山本　賢治

配当公告

福岡県大川市大字鐘ケ江七〇五番地

破産者　株式会社永尾組

右の者に対する福岡地方裁判所柳川支部平成十九年（フ）第九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇〇、八四三、八五三円

一、配当することのできる金額

金一二、〇九三、二一二円

平成二十一年九月十五日

福岡県久留米市中央町三五番地一八エムコムビル三階

破産管財人　堺　紀文

配当公告

破産宣告時の住所鹿児島県日置郡東市来町湯田五四一八番地、現住所鹿児島県日置市東市来町湯田五四一八番地

破産者　産興商事株式会社

右の者に対する鹿児島地方裁判所平成十四年（フ）第二二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四五、三四八、九三九円

一、配当することのできる金額

金三四、八三九、六七三円

平成二十一年九月十五日

鹿児島市山下町一七番一七号

破産管財人　松下　良成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字中山五三〇番地、最後の住所埼玉県入間郡日高町大字高萩二六二八番地の六　被相続人　亡　大橋　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

埼玉県川越市東田町六番地八谷澤ビル二階

二〇二号室　相続財産管理人　小寺　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井町一丁目八五〇番地、最後の住所東京都練馬区石神井町一丁目一番三二―三〇一号

被相続人　亡　沼沢　厚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七

相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県匝瑳市高野九四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　土屋　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

千葉県山武郡大網白里町桂山九八二番地九

相続財産管理人　田苗　良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所川崎市幸区塚越三丁目三九五番地　被相続人　亡　多田　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル六階　清水大谷総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水紀代志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市西本町三丁目八五七番地一、最後の住所東京都青梅市長淵一丁目九三九番地の一第二カントリービラ青梅

被相続人　亡　神林　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区西亀有一丁目三二番地、最後の住所横浜市港南区野庭町六〇四番地野庭団地二棟二八六号　被相続人　亡　戸張　千年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十五日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　髙岡　香